

## 葉山町民間保育所設置運営法人募集要項

葉山町では、近年認可保育所の入所希望者が急増し、希望者の数が定員を上回っているため待機児童の数も年々増加しています。待機児童の解消のため、国有地を利用して認可保育所を新たに設置及び運営する法人を募集します。

### 【応募資格】

- 1 平成25年4月1日時点で、  
東京都又は神奈川県内で児童福祉法による認可保育所を運営している社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- 2 保育所を設置運営するための十分な資力・信用を有していること。
- 3 児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育所運営ができること。
- 4 児童福祉法、児童福祉施設整備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という)等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育を実施する意思があること。
- 5 以下の通知に示されている要件を満たしていること  
保育所の設置認可等について(平成12年3月30日 児発第295号)  
「保育所の設置認可等について」の取り扱いについて(平成12年3月30日 児保第10号)
- 6 法人の経営等に暴力団及び暴力団員の関与がないこと。

### 【設置場所等の条件】

- 1 場所 葉山町堀内 1130 番地の1 (国有地:旧大蔵省印刷局葉山保養所 森戸荘跡地)  
法人決定後に、国と30年の定期借地契約を結び、契約終了時に原状に回復して、更地で返還することになります。  
契約時には、貸付料年額相当の契約保証金が必要。土地貸付料は事前相談時に説明。  
\* 現在、当該地には既存施設がありますが、今後解体し更地となります。  
国との定期借地契約は、既存施設の解体後となります。
- 2 定員 60名

### 【保育所設置・運営の要件】

- 1 施設及び保育環境については、「設備運営基準」を満たすとともに、神奈川県「保育所認可の手引き」記載の認可指導基準(以下「認可指導基準」という。)を満たすこと。
- 2 認可指導基準の内、1人当たりの保育室の有効面積は次のとおりとする。  
0歳児室・1歳児室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人  
\* 保育室の面積は、芯心面積ではなく有効面積で算出すること
- 3 園舎建設や運営に際しては、建築基準法その他関連法令等を遵守し、建設に伴う環境整備についても事業主の負担とする。

- 4 入所対象児童は生後57日から小学校就学前の児童
- 5 クラス編成は0歳児～5歳児クラス(定員の4割以上を3歳児未満とすること)
- 6 職員配置は児童福祉法の規定に従い、園長は常勤者とする。
- 7 開所時間は月～土曜日 7:00～18:00
- 8 延長保育は月～金曜日 1時間以上実施すること。
- 9 休所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日および12月29日、30日31日とする。
- 10 給食は完全給食とし、自園調理方式により提供すること。  
\*ただし、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日 児発第86号通知)を遵守する場  
合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。
- 11 近隣の住民と良好な関係を保つこと。
- 12 駐車場は近年児童の送迎に自動車を利用する保護者が増えていることから、駐車スペースの確保に努めるこ  
と。
- 13 一時預かり等の特別保育の実施は条件としない。通常保育を優先的に実施すること。
- 14 開所時期:平成27年4月予定(最短)。

【補助金について】

施設整備費用については、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)によるものとする。(国の待機児童解消加速化プランを活用)

(参考)安心こども基金を利用した場合の目安

施設整備費(上限108,000千円) + 設計料加算(総事業費の5%) + 保育所開設準備費加算  
(3歳児の保育単価月額 $\times$ 1/2 $\times$ 定員数) + 土地借料補助加算(上限20,000千円) + 地域の余裕  
スペース加算(3,000千円) 合計の3/4程度

【運営費について】

保育所開設後は、国基準の運営費が支払われます。また、一定の基準を満たしていれば、「葉山町民間保育所運営事業費助成要綱」に基づく助成があります。

(参考)H25年度国運営費単価(6/100地域・60名定員)

区分	基本分	民間施設給与等改善費加算額			
		12%	10%	8%	4%
0歳児	165,780	18,740	15,610	12,490	6,240
1・2歳児	101,460	11,020	9,180	7,340	3,660
3歳児	53,360	5,620	4,680	3,740	1,860
4歳以上児	46,930	4,850	4,040	3,230	1,610
主任保育士加算	4,060	480	400	320	160
事務職員加算	760	90	70	60	30

## 【応募方法】

### 1 書類配布

平成26年2月20日(木) から 平成26年3月20日(木)まで (役場閉庁日を除く)  
葉山町子ども育成課(1階7番)窓口、または葉山町ホームページからダウンロード

### 2 事前相談

応募を検討されている法人は、必ず事前に相談してください。(事前相談申込書を提出)

事前相談については、次の期間内に受付します。電話で子ども育成課まで連絡をして日時を調整してください。

**事前相談受付期間 平成26年2月20日(木)から平成26年3月20日(木)まで**

### 3 質問受付期間 平成26年3月20日(木)まで

FAX 及び電子メールにて受付及び回答をします。

FAX 046 - 876 - 1717

メールアドレス [kodomo@town.hayama.lg.jp](mailto:kodomo@town.hayama.lg.jp)

### 4 受付期間

**平成26年2月20日(木)から平成26年4月10日(木)まで (役場閉庁日を除く)**

受付時間 9時から12時、13時から17時

葉山町子ども育成課窓口で配布する申込書に必要書類を添えて、正本1部、副本5部を直接提出してください。

受付場所 葉山町役場 1階7番窓口 子ども育成課

### 5 提出書類 (応募に必要な費用は応募者の負担となります。また、提出いただいた書類は返却いたしません。)

葉山町民間保育所設置運営事業申請書(様式1)

法人概要調書(様式2)

事業計画書(様式3)

資金計画書(様式4)

設置予定施設の配置図・平面図

法人が現在運営している施設の概要がわかる書類及び平成24年度収支決算書

法人残高証明書、法人収支決算書(平成24年度)

法人定款

過去3年間行われた、所管行政庁の監査結果の写し(運営後3年に満たない場合は、現存するすべて)

暴力団又は暴力団と関係していない旨の誓約書

その他、町長が必要とする書類


### 6 運営法人の選考と決定

書類審査・ヒアリング等により葉山町民間保育所設置運営法人選考基準等により総合的に判断し、町長が決定します。

ヒアリング日程は別途連絡します。

決定については、平成26年4月下旬を予定しています。

## 7 スケジュール(見込み)

時 期	内 容
平成26年2月20日 ~ 平成26年3月20日	募集要項及び書類配布
平成26年2月20日 ~ 平成26年3月20日	事前相談受付
平成26年2月20日 ~ 平成26年4月10日	受付期間
平成26年4月中旬	書類審査・ヒアリング
平成26年4月下旬	結果通知発送
 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物の解体後、国との定期借地契約が必要です。</li> <li>・新設する建物については、県との事前協議や補助金の交付申請等が必要です。</li> <li>・県との事前協議の後、入札・工事契約・着工となります。なお、国との定期借地契約前に建物を着工することはできません。</li> </ul>	
平成27年2月～3月	県認可申請
平成27年4月1日	開園(最短の日程です。)

### 【その他】

- 1 今回の募集は、町内に認可保育所を設置する法人を募集するものであり、決定後にも認可を受けるための書類の提出や協議があります。
- 2 決定した法人と葉山町との間で、応募内容に沿った保育所設置についての覚書及び保育の実施委託契約を交わすことになります。
- 3 決定後に、提出された書類の内容との相違や、関係法令等に基づく保育所設置運営ができない場合には、事業者としての決定を取り消す場合があります。
- 4 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。

#### 問合せ先

葉山町子ども育成課児童福祉係  
 〒240-0192  
 三浦郡葉山町堀内 2135  
 046-876-1111 内線 221